

入札の注意事項

1 代表者が入札される場合

- ① 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 持参していない場合、本人確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。

2 代理人が入札される場合

代表者ではなく、代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札開始前に行います。
このとき、入札開始までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

- ① 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。
 - ・代表者もしくは委任状記載の代理人以外が入札権限を行使するとき
 - ・代理人が本人確認書類を持参していないとき

3 入札書について

入札書は、以下のことにご留意の上、作成してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

※ 日付は入札日を記載してください。

~~4 見積書について~~

~~見積書は入札が不調となった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。~~
~~また、入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。~~

5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

6 積算内訳書について

建設工事や設計業務などに係る入札では、積算内訳書を入札会場に持参してください。

※ 不所持の場合、入札に参加することができません。